

広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、平成16年6月の障害者基本法の改正により設定されました。

障がいのある人もない人も、同じ社会の一員として、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を作るため、障がいや障がいのある人のことを知り、身近なこととして考えてみませんか。

障がいの種類

大きく分類して3種類の障がいがあります。

身体障がい 生まれつき、または事故や病気などの理由により視覚や聴覚、手足、心臓や腎臓などの内臓の機能に支障が生じる状態。

知的障がい 判断力や理解力などの認知機能に遅れが生じていたり、人や環境になじみにくいなど社会生活が困難な状態。

精神障がい 統合失調症やうつ病など精神の病気により、様々な精神症状や行動の異常が現れる状態。

障がいのある人にかかわるマーク



身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。



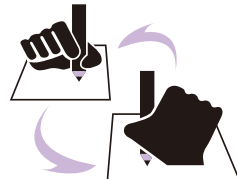
聴覚障害者標識

聴覚に障がいのある人が運転する車に表示するマークです。



耳マーク

聴覚に障がいのある人がコミュニケーションを円滑にするため制定されたマークです。



筆談マーク

筆談が必要な人がコミュニケーションを円滑にするため策定されたマークです。



障害者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークです。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱(ぼうこう)を使用している人(オストメイト)のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。



ハートプラスマーク

身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、肝臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)に障がいのある人を表しています。



盲人を表示する国際マーク

視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げて、SOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという普及啓発シンボルマークです。



ヘルプマーク

義足等を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークです。福祉課で配布しています(1人1個まで)。

障がいのある人への心づかい

障がいのある人は、生活するうえで様々な協力や障がいに対する理解を必要としています。

障がい者等用の駐車スペースには駐車しない、盲導犬や補助犬の役割を理解しあたたかく受け入れる、障がいのある人が困っていたら声をかけるなど、必要な配慮や手助けを心がけましょう。

税務課からのお知らせ

問合 税務課市民税G ☎55-9263

令和3年度 市・県民税の主な変更点

◆給与所得控除・公的年金等控除から 基礎控除への振替

働き方の多様化をふまえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額が10万円引き上げになります。

給与所得控除・公的年金等控除	-10万円
基礎控除	+10万円 (33万円→43万円)

◆基礎控除の見直し

控除額が下表のとおりとなり、合計所得金額が2,500万円を超える場合には基礎控除の適用がなくなります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	33万円 (所得制限なし)	43万円
2,400万円超 2,450万円以下		29万円
2,450万円超 2,500万円以下		15万円
2,500万円超		適用なし

◆子ども・特別障害者等を有する者等の 所得金額調整控除の創設

次のいずれかの要件に該当する方で、給与等の収入金額が850万円(上限1,000万円)を超える場合には、給与の収入金額から850万円を控除した金額の10%に相当する金額(上限15万円)が給与所得の金額から控除されます。

- ①23歳未満の扶養親族を有する
- ②本人が特別障害者
- ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

◆給与所得と年金所得の双方がある 場合の所得金額調整控除

給与所得と年金所得の双方を有する方で、給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計金額が10万円を超える場合、最大10万円が給与所得金額から控除されます。



◆扶養控除等の所得要件の見直し

扶養控除等の合計所得金額の要件が一律10万円引き上げになります。

(例)同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額
38万円以下→48万円以下

◆非課税基準の見直し

非課税基準の合計所得金額の要件が一律10万円引き上げになります。

(例)障害者・未成年者・寡婦またはひとり親に対する非課税限度額
125万円→135万円

◆寡婦控除の見直しおよびひとり親控除の創設

寡婦控除は合計所得金額が500万円以下の場合に控除が適用となり、合計所得金額が500万円を超える場合の寡婦控除の適用はなくなりました。

また、婚姻歴や性別の有無にかかわらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する方で合計所得金額が500万円以下の場合には、ひとり親控除が適用されることとなりました。

※詳しくは、市ホームページ「令和3年度の市・県民税(個人住民税)の改正点」をご覧ください。

個人市・県民税(個人住民税)の特別徴収推進について

事業者が所得税の源泉徴収義務者である場合、地方税法および各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者として従業員の毎月の給与から個人市・県民税を特別徴収していただくこととなっています。

市では、平成26年度から、原則として特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額決定通知書を送付しています。事業主の方々により一層のご理解とご協力をお願いします。

特別徴収の対象になる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パート・アルバイトも含む)

特別徴収の対象にならない方

- ・退職者(退職予定者を含む)
- ・2つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- ・毎月の給与支給額が少なく、個人市・県民税を特別徴収しきれない方
- ・給与が毎月支給されていない(不定期な)方



混雑緩和に
ご協力をお願いします



令和2年分 市・県民税申告等相談会場について

問合 市・県民税 税務課市民税G ☎55-9263 所得税 津島税務署 ☎26-2161

毎年2月16日から3月15日まで市で開設する所得(所得税、市・県民税)の申告受付会場(市役所・神守支所・神島田連絡所)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場待ち合いの入場制限を行うなど規模を縮小して開催します。

市・県民税申告書は郵送での提出も可能です。皆さんの安全確保という観点からも、あらかじめ必要書類の確認を行い、ご自分での申告の準備にご協力をお願いします。

なお、市・県民税申告書は来年1月末に送付予定です。

津島税務署からのお願い

確定申告には簡単・便利なe-Taxにご協力を！スマホ・PC等から申告できます！

問合 津島税務署 ☎26-2161

確定申告と感染防止対策について

例年、年明けから多くの納税者の皆さんが確定申告の手続きのため税務署へ来署されています。2月16日から3月15日までの確定申告期間には、さらに多くの納税者の皆さんが確定申告会場(令和2年分確定申告から津島市文化会館に変わります)に来場されることが予想されます。混雑した状況下では、3密の環境が発生しやすく、少なからず感染リスクが発生します。

令和2年分の確定申告では、税務署側においても感染防止対策を第一に考え、納税者の皆さんの安全を確保するため、入場制限等の会場運営を行います。

税務署や確定申告会場で対応できる納税者の人数にも限界が発生しますので、納税者の皆さんの安全確保という観点からも、簡単・便利な自宅等からのe-Taxにご協力をお願いします。

年内にe-Taxのご準備を！

①「マイナンバーカード」「ICカードリーダライタ」または②「マイナンバーカード」「マイナンバーカード対応のスマートフォン」があれば、e-Taxを利用して申告書を提出できます。また、事前に税務署でID・パスワードの発行手続きをすると、マイナンバーカードとICカードリーダライタ等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

確定申告に備え、今のうちから、税務署窓口でのID・パスワードの発行手続きをご検討ください。

なお、ID・パスワードの発行を希望される場合には、申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、税務署にお越しください。

個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です(所得税および復興特別所得税の申告が必要でない方も対象)。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署(所得税担当)にお問い合わせください。

☎ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kojin_jigyو/index.htm

年金のお知らせ

年金相談

中村年金事務所職員による年金相談が、毎月1回行われています。

相談日 毎月第3木曜日(祝日の場合は変更)

※市政のひろば「市民相談」のページをご覧ください。

時間 午前10時～午後3時

場所 相談室(市役所1階)

相談の仕方

相談日当日、1階ロビーで「番号札」を午前8時30分から先着順で配付します。あわせて「年金相談・手続受付票」を配付しますので、所要事項を記入の上、年金手帳等、年金相談に関するものをすべて持参して、相談時間前にお越しください。

※混雑時には、相談受付を制限する場合があります。

相談できるのは、午前・午後各8人です。

※この年金相談では、共済年金や恩給の相談はできません。それぞれの連絡先へ確認してください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には必要となる「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が、日本年金機構から送付されています。

なお、今年10月1日以降に初めて納付された方には、翌年2月上旬に送付される予定です。

年末調整または確定申告の手続きの際には、必ずこの証明書や領収書が必要になりますので、大切に保管してください。

問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

中村年金事務所 ☎052-453-7200



年金事務所での相談・手続きの際は予約相談をご利用ください

☎0570-05-4890(予約受付専用)

予約受付専用電話の受付時間は、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分です。

※予約の際は、基礎年金番号がわかるものを準備してください。



津島市制74周年記念式典 金婚式の部

問合 人事秘書課秘書G ☎24-1123

例年、記念式典において結婚50周年を迎えられるご夫婦の長寿をお祝いする式典(金婚式の部)を執り行っておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「金婚式の部」は中止とさせていただきます。

※延期しておりました津島市制73周年記念式典(金婚式の部)の対象の方には、個別にご案内します。

来年金婚式を迎えられる方へ

令和3年に結婚50周年を迎えられるご夫婦の長寿をお祝いします。

※式典の開催はありません。記念品の贈呈や写真撮影については、個別にご案内します。

対象

- ・令和3年に金婚式を迎えられる夫婦(昭和46年に結婚された夫婦)
- ・令和3年1月1日現在市内在住の方

申出書配布および受付場所

- ・人事秘書課(市役所3階)
- ・神守支所
- ・神島田連絡所

受付期間 1月4日(月)～29日(金)